

議案第155号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第57条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者で権原を有するものにその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該権原を有する者を確知することができないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる違反の内容及び公表の手続並びに前項の相当の期間は、規則で定める。</u></p>